

身体均整師会「ハラスメント防止月間」宣言文

一般社団法人身体均整師会は、日本の療術業界を代表する集まりとして、毎年6月を「ハラスメント防止月間」として定めることをここに宣言いたします。これは、厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間」である12月と連携し、年間を通じてハラスメントのない健全な活動環境を目指すための取り組みです。

私たち身体均整師会は、会員が安全かつ尊重される環境で研鑽、仕事を続けることができるよう、以下の事項を実行してまいります。

1. 意識啓発活動の推進

ハラスメントの防止に関する教育や啓発活動を積極的に行い、全会員の意識向上を図ります。研修会やメールマガジン等を通じて、具体的な事例や対処法を学び、日常の活動に反映させます。

2. 規範の徹底

ハラスメントに対する厳正な対応を規定し、違反者には厳正な処分を行います。また、会の活動における規範を明文化し、全会員に周知徹底します。

3. 環境改善の取り組み

活動環境の改善に努め、ハラスメントが発生しにくい風土を作ります。風通しの良い活動を推進し、全会員が互いに尊重し合える関係を築きます。

私たち身体均整師会は、この「ハラスメント防止月間」を通じて、全会員が安心して交流できる環境を整え、業界全体の健全な発展に寄与してまいります。今後とも、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年6月1日

一般社団法人 身体均整師会
会長 小柳 式魄